

令和7年8月

事業者各位

建設業労働災害防止協会山口県支部

職長・安全衛生責任者教育の実施について

建設業における職長等現場監督者に対しては、労働安全衛生法第60条により、法定の教育を行うことが事業者には義務付けられております。

今日の建設業では、労働災害防止における職長クラスの果たす役割がますます重要になっており、特に関係業者間の連絡調整が主要業務の安全衛生責任者と、作業員の管理監督が主要業務の職長が兼務で配置される例が多いことから、一体的な教育を行っています。

当協会では、事業者にとって下記により講習を行いますので、多数の方々が受講されますようご案内いたします。

記

1. 対象者 作業現場で、労働者を直接指導監督する立場にある者、又は混在する作業現場で他の業者と連絡調整にあたる者

2. 日時・場所

開催日	場 所	時 間
10月22日(水)	山口県セミナーパーク	1日目 8:50~17:00
10月23日(木)	山口市秋穂二島 1062	2日目 8:50~17:00

3. 教育科目

	教育科目の内容
第1日目	職長・安全衛生責任者の役割、作業員に対する指導及び教育の方法、危険性又は有害性の調査と低減措置等
第2日目	危険性又は有害性の調査と低減措置等、職長・安全衛生責任者が行う安全施工サイクル、関心の保持と創意工夫を引き出す方法、異常時、災害発生時における措置

4. 定 員 原則として40人以内とします。

5. 受講料 13,200円

テキスト代 建災防山口県支部会員 0円 (2号会員は除く)

非 会 員 2,365円

6. 修了証の交付 2日間全科目を受講した者に修了証を交付します。

7. 申込方法 建災防山口県支部又は最寄りの建災防分会事務局にお問い合わせの上、事前予約をお願いします。

受講申込書は当支部のHP(建災防山口県支部)又は分会でお求めください。

令和7年8月

事業場各位

建設業労働災害防止協会山口県支部

足場の組立て等作業に係る特別教育のご案内

足場からの墜落・転落災害の防止対策の強化を図ることを目的として、労働安全衛生規則が改正され、この改正により「足場の組立て、解体又は変更の作業に従事する者」は特別教育の受講が義務付けられました。

このため、当支部では特別教育を、下記のとおり実施いたしますので、受講されますようご案内いたします。

記

1. 日時・場所

開催日	場所	時間
令和7年 10月28日(火)	周南地域地場産業振興センター 周南市鼓海 2-118-24	全科目（6時間） 8:50~16:30

2. 科目及び時間

科目	時間
①足場及び作業の方法に関する知識	3 時間
②工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	0.5 時間
③労働災害の防止に関する知識	1.5 時間
④関係法令	1 時間
計	6 時間

3. 受講料等

受講料 7,700円
テキスト代
建災防山口県支部会員 0円 （2号会員は除く）
非会員 935円

4. 申込方法

建災防山口県支部又は最寄りの建災防分会事務局に
お問い合わせの上、事前予約をお願いします。
受講申込書は当支部のHP（建災防山口県支部）又は分会でお求めください。